（令第二十九条の二の二第六項の収入の額の算定）

第九十七条の二　令第二十九条の二の二第六項に規定する収入の額は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）における所得税法第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額を合算した額とする。

第九十七条の二の二　令第二十九条の二の二第六項の規定の適用の申請）

令第二十九条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　氏名及び生年月日

二　令第二十九条の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三　被保険者証の番号

第九十七条の三第一号中「すべて」を「全て」に改め、「世帯員」の下に「並びにその者の配偶者」を加え、「六月まで」を「七月まで」に改め、「除く。）」の下に「であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円）以下であるもの。」を加える。

第百十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第百十九条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第百四十条の三を次のように改める。

第百四十条の三　削除

第百四十条の四第一項第十三号を次のように改める。

十三　法第百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の十一において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

第百四十条の八を次のように改める。

第百四十条の八　削除

第百四十条の十三第一項第七号中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十項」に改める。

第百四十条の二十二第一項第一号を次のように改める。

一　削除

第百四十条の二十二第一項第六号を次のように改める。

六　削除

第百四十条の二十二第二項中「同項第六号から」を「同項第七号から」に改める。

第百四十条の四十三第一項中「、介護予防訪問介護」及び「、介護予防通所介護」を削る。

第百四十条の六十二の三を次のように改める。

（法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十二の三　法第百十五条の四十五第一項本文の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業（以下「第一号事業」という。）を提供する際には、市町村又は地域包括支援センターが、同号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同号ニに規定する第一号介護予防支援事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）による援助を行うこと。

二　市町村が、法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を実施する際には、補助その他の支援を通じて、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとすること。

2　法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　第一号事業に従事する者（次号において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

二　従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

三　利用者に対する第一号事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ　当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第一号介護予防支援事業による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

ロ　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ハ　賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

四　第一号事業を実施する者（以下この号及び次号において「実施者」という。）は、当該第一号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該第一号事業を実施する事業所（実施者が事業所を有しない場合においては、当該第一号事業の主たる実施場所）の所在地を管轄する市町村長に届け出ること。

イ　廃止し、又は休止しようとする年月日

ロ　廃止し、又は休止しようとする理由

ハ　現に第一号事業のサービスを受けている者に対する措置

ニ　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

五　実施者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該第一号事業のサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該第一号事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な第一号事業のサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第一号介護予防支援事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

第百四十条の六十二の四を次のように改める。

（法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者）

第百四十条の六十二の四　法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一　居宅要支援被保険者

二　厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者（二回以上にわたり当該基準の該当の有無を判断した場合においては、直近の当該基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者）（要介護認定を受けた第一号被保険者においては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間を除く。）